

DB年金の2022年3月決算 積立状況等

対象	DB	DC	退職金	その他
	内容	法令通知	財政運営	会計基準

ポイント

- 2022年3月末に決算を迎えた弊社総幹事先DB年金386件
（基金型165件、規約型221件）について、積立水準等の集計を行いましたのでご案内します。
（全てのDB年金を対象とした集計ではないことにご留意ください）
- 継続基準の積立水準※¹の平均⇒1.42
全てのDB年金が継続基準による掛金の見直しは不要でした。
- 非継続基準の積立水準※²の平均⇒1.41
87%のDB年金が非継続基準による追加掛金の計算は不要でした。

※1 純資産額／責任準備金

※2 純資産額／最低積立基準額

1. 継続基準(1)	2
積立比率(=純資産額／責任準備金)		
(数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金		
継続基準(2)	4
潜在的な積立比率(=純資産額／数理債務)		
特別掛金の残余償却期間		
継続基準(3)	5
予定利率		
2. 非継続基準	6
積立比率(=純資産額／最低積立基準額)		
追加掛金計算の要否		
3. 運用実績	7
4. 成熟度	8
受給者数／加入者数		
給付額／掛金額		

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認ください。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

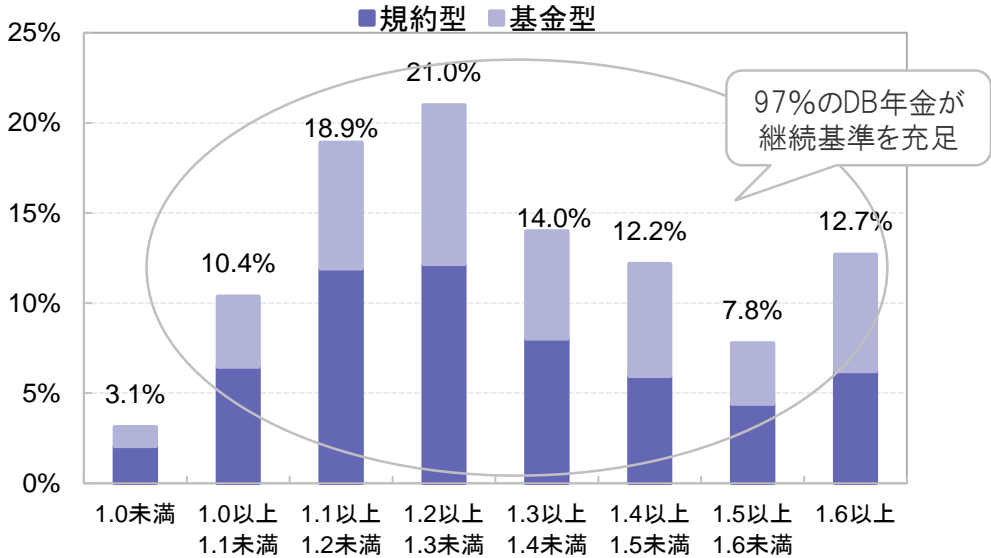
1. 継続基準(1)

- ✓ 継続基準の財政検証とは、純資産額が計画どおりに積み立てられているかを検証するものです。
- ✓ 「純資産額／責任準備金[※]」 ≥ 1.0 であれば、継続基準を充足します。
- ✓ 「(数理上資産額＋許容繰越不足金)／責任準備金[※]」 ≥ 1.0 であれば、継続基準による掛金の見直しは不要です。

※ 2017年1月施行の法改正に基づき「財政悪化リスク相当額」を計算しているDB年金については、責任準備金に代え、「数理債務－特別掛金収入現価－リスク対応掛金収入現価」(以下「財政均衡下限額」という)を使用

積立比率(=純資産額／責任準備金)

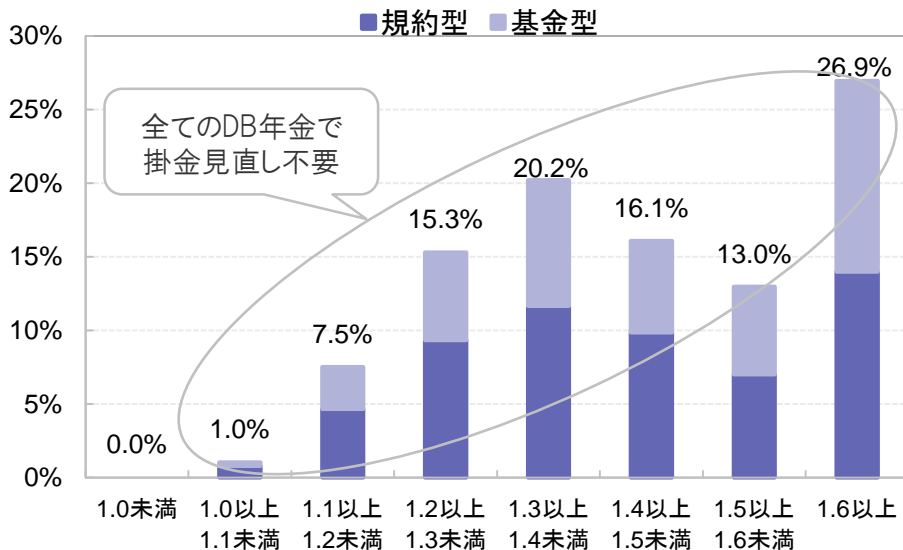
全体平均	基金型	規約型
1.42	1.36	1.47



(数理上資産額[※]＋許容繰越不足金)／責任準備金

全体平均	基金型	規約型
1.57	1.50	1.62

※ 時価評価(または数理的評価等)により算定した年金資産の額

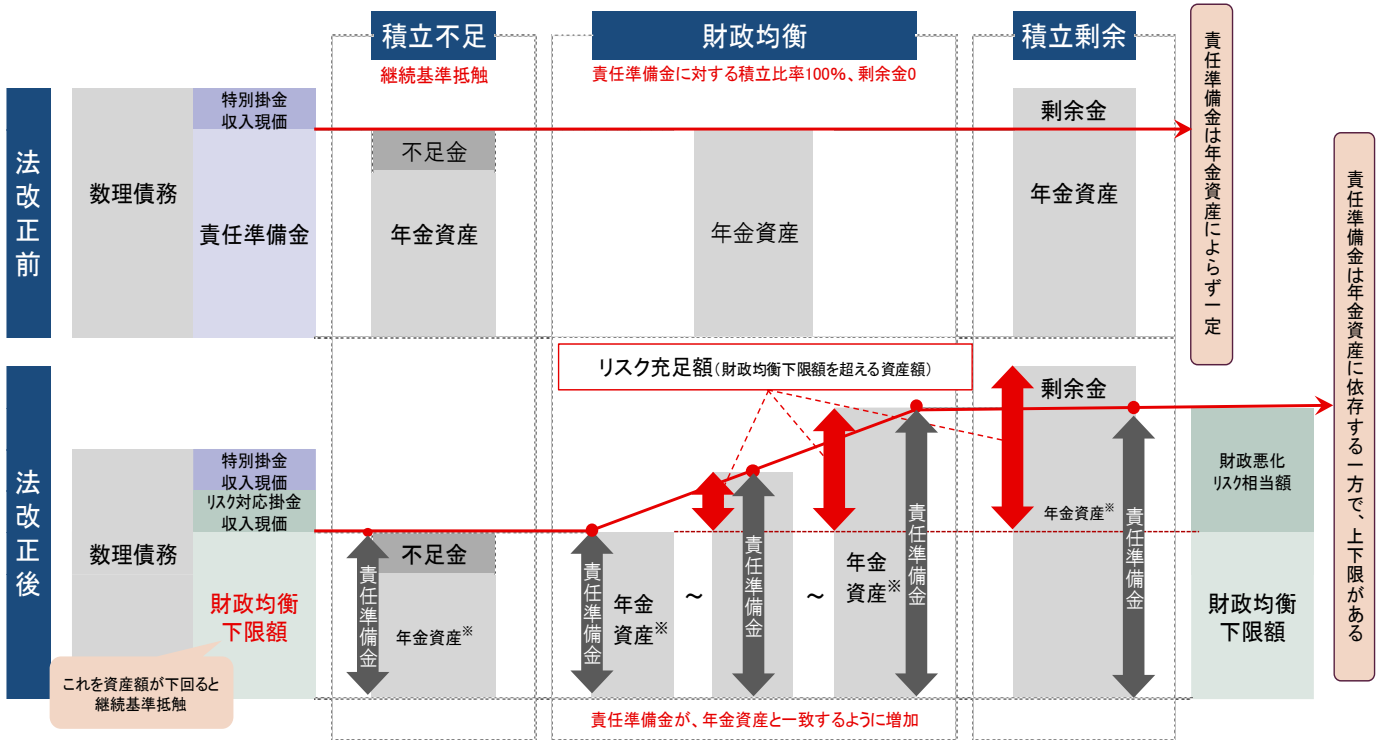


発行元:三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

◀補足▶ 財政悪化リスク相当額を算定している場合は「財政均衡下限額」を使用

- 2017年1月施行の法改正により、責任準備金の定義が変更されました。
- 「財政均衡」の範囲内であれば、責任準備金は年金資産に連動します。
- このため、年金資産を責任準備金対比で評価すると、財政均衡の場合に、継続基準抵触ラインに対する財政上の余力が分かりづらくなります。
- よって、本ニュースでは、『財政均衡下限額』を積立比率の算定基準に使用しています。



※ 正確には、「年金資産－別途積立金(当年度基本金処理前)－承継事業所償却積立金」。

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

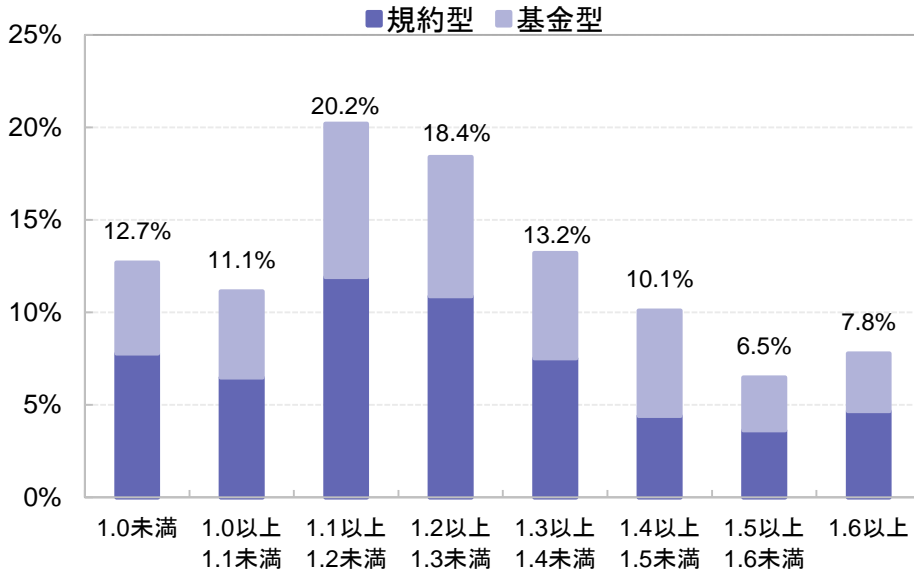
※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認ください。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

1. 継続基準(2)

- ✓ 責任準備金に対する積立比率は、未償却過去勤務債務の償却が予定どおりに進むと仮定した場合のものです。
- ✓ 未償却過去勤務債務があると、加入者や基準給与の減少等による将来の収入不足の影響を受けることがあります。
- ✓ 数理債務に対する積立比率を捉えておくことも重要です。

潜在的な積立比率(=純資産額/数理債務)

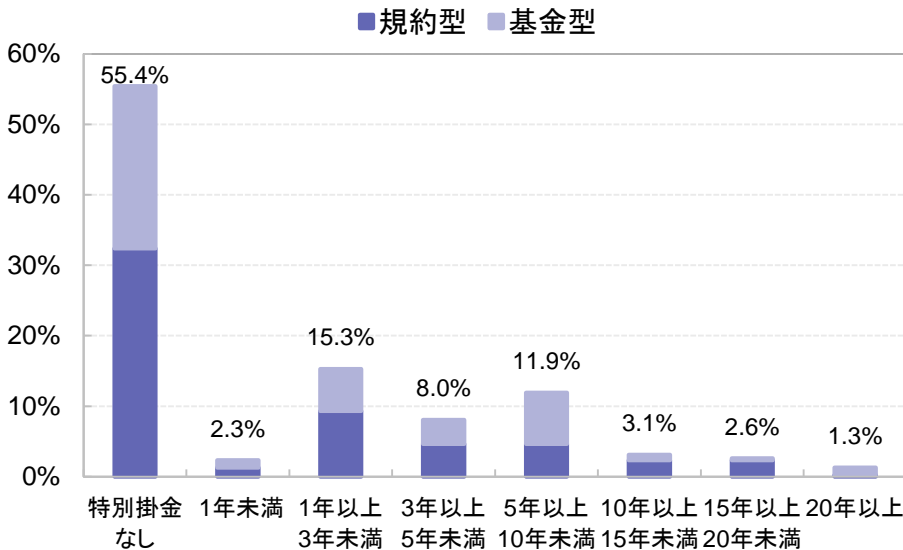
全体平均	基金型	規約型
1.34	1.25	1.40



特別掛金の残余償却期間*

※ 同一制度で特別掛金複数ある場合は最長年数

全体平均	基金型	規約型
3年	3年	2年



発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

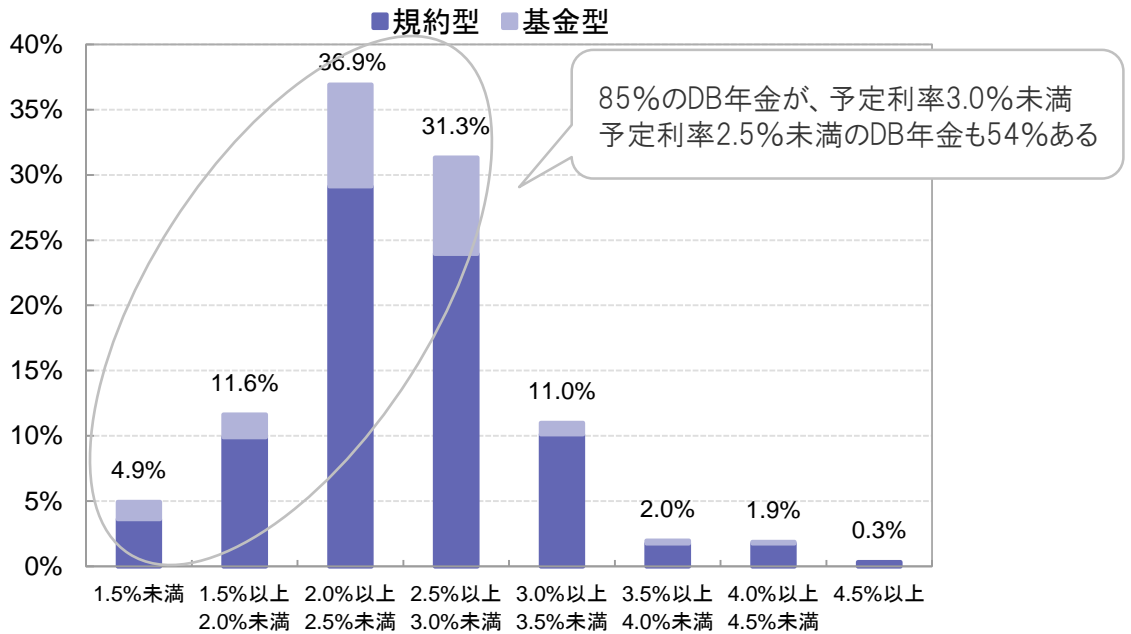
1. 継続基準(3)

✓ 予定利率が低いほど、安定的な運用が可能となります。

予定利率※(過去1年間の決算先を集計)

※ 同一制度で予定利率が複数ある場合は最も低い率

全体平均	基金型	規約型
2.24%	2.13%	2.27%



＜参考＞継続基準の維持・改善策

- ① 予定利率の引き下げ
 - ・ 目標収益率の引き下げが可能となり、運用が安定化。
⇒各種積立比率の安定化(維持)に寄与。
- ② 特別掛金償却期間の短縮
 - ・ 年金資産の積み上がりスピードが上昇。
⇒潜在的な積立比率の向上(改善)に寄与。
- ③ リスク対応掛金の拠出
 - ・ 年金資産の積み上がりスピードが上昇。
 - ・ 目標収益率の引き下げが可能となり、運用が安定化。
⇒各種積立比率の安定化・向上に寄与。

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

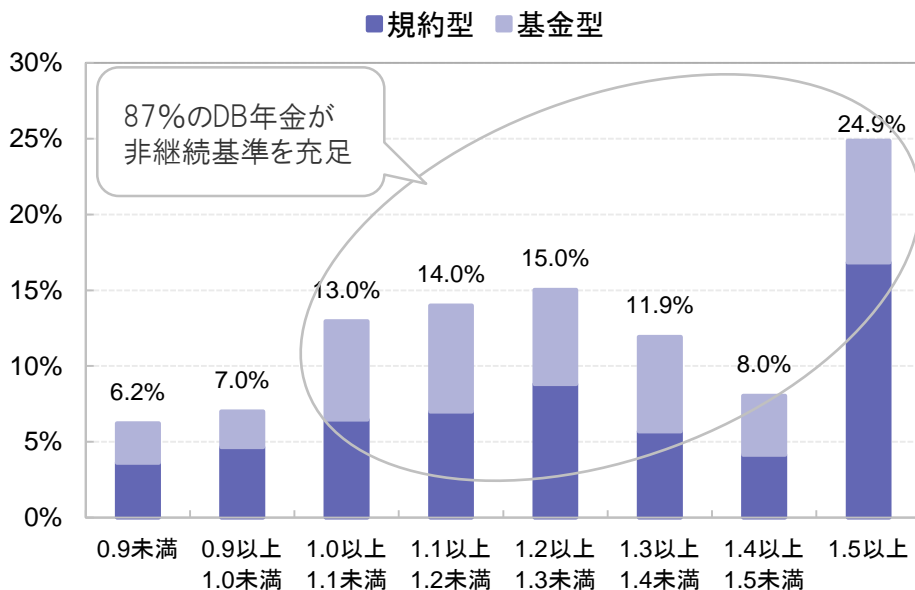
※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

2. 非継続基準

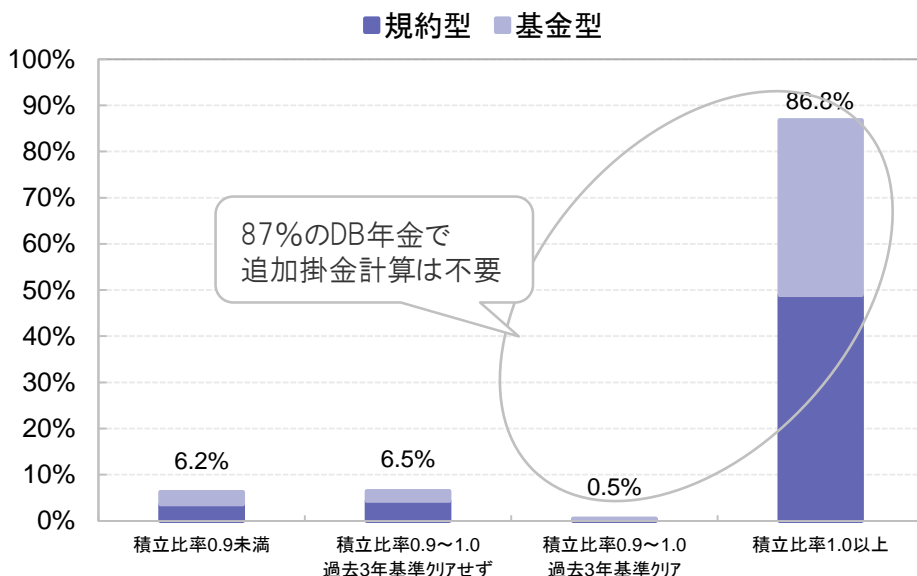
- ✓ 非継続基準の財政検証とは、決算日時点で制度を終了すると仮定した場合に、過去の加入者期間に見合った給付に必要な純資産額が積み立てられているかを検証するものです。
- ✓ 「純資産額/最低積立基準額 ≥ 1.0 」であれば、非継続基準を充足します。
- ✓ 「純資産額/最低積立基準額 ≥ 0.9 」で、過去3年のうち2回以上非継続基準を充足していれば追加掛金計算は不要です。

積立比率(=純資産額/最低積立基準額)

全体平均	基金型	規約型
1.41	1.29	1.50



追加掛金計算の要否



発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

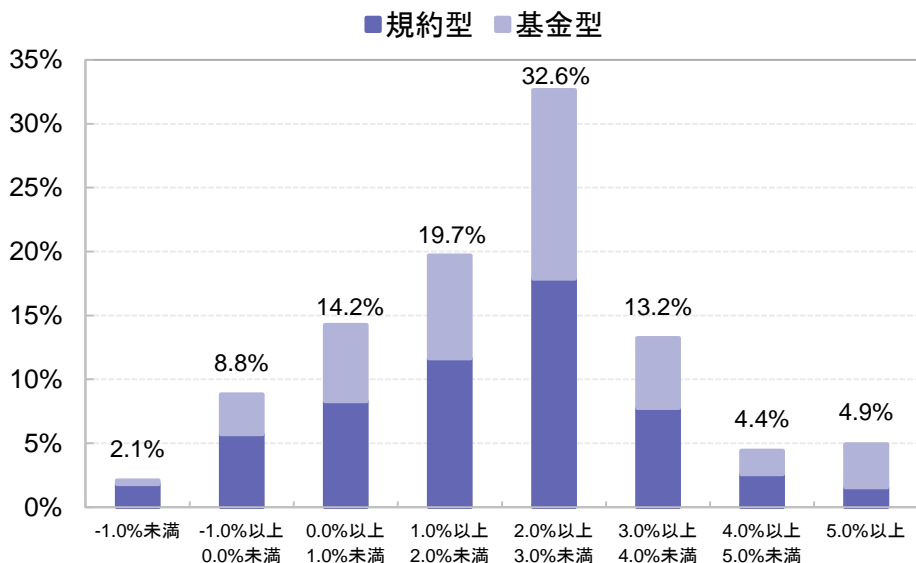
※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認ください。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

3. 運用実績

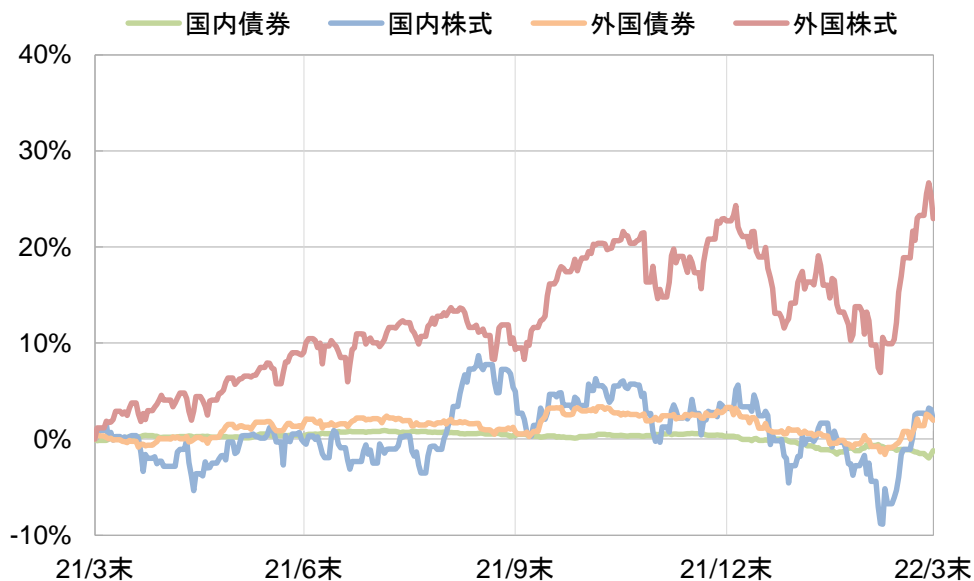
✓ 一般的に、株式割合の多寡によって運用結果は大きく変わります。

時価ベース利回り

全体平均	基金型	規約型
2.12%	2.41%	1.90%



累積市場収益率(決算月前1年間)



資産クラス	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
収益率	-1.22%	1.99%	1.96%	22.95%
インデックス	NOMURA-BPI (総合)	TOPIX(配当込)	FTSE世界国債 (除く日本、円ベース)	MSCI-KOKUSAI (円ベース、税引前・配当込)

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

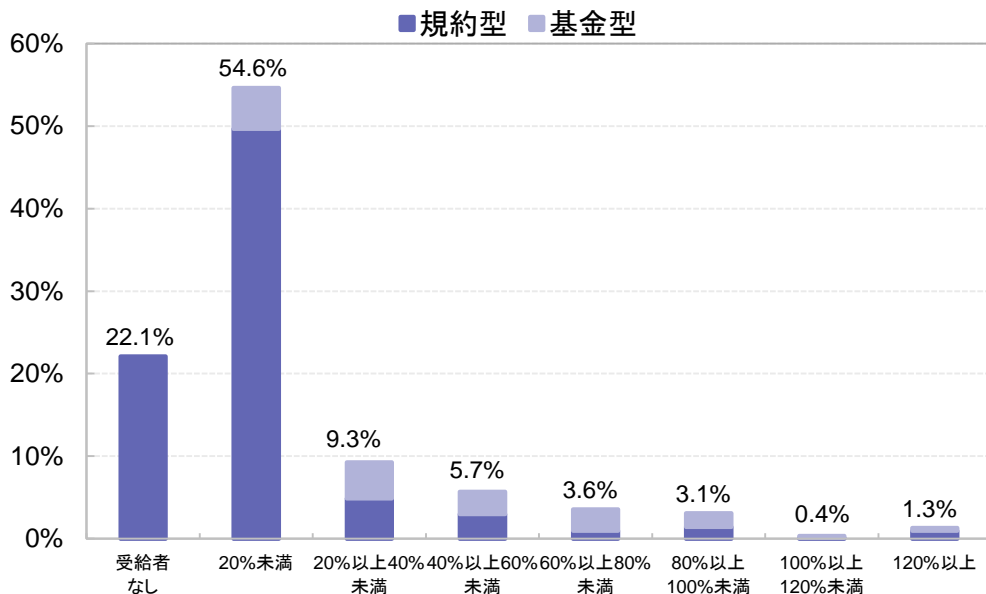
※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認ください。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

4. 成熟度

✓ 制度設立後の経過年数にしたがって成熟度が高まるのは、年金制度として自然な現象と言えます。なお、成熟度が高い場合、一般的にはリスク抑制的な運用が望まれます。

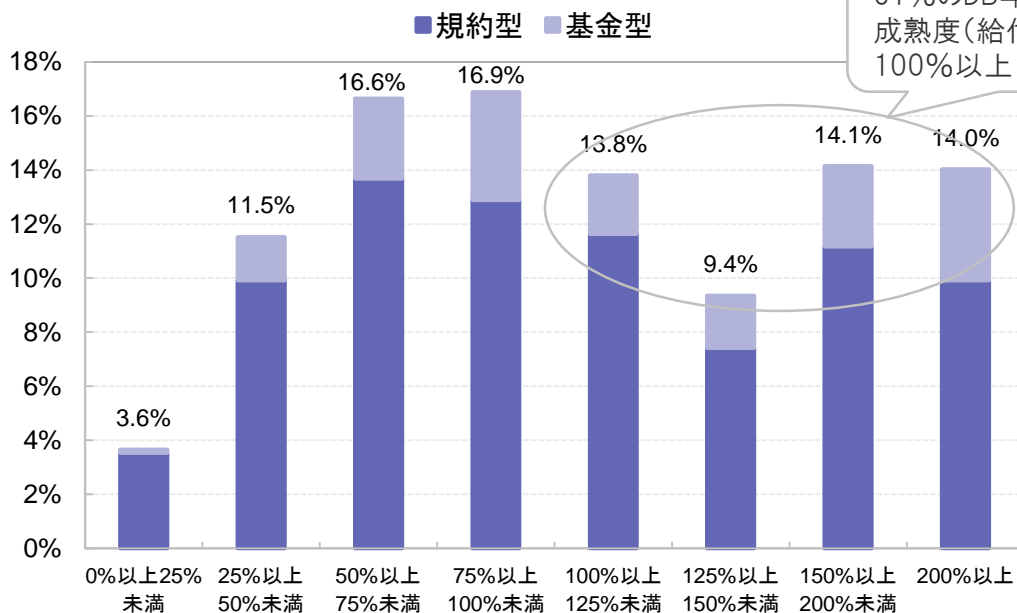
受給者数／加入者数(過去1年間の決算先を集計)

全体平均	基金型	規約型
16.7%	42.1%	11.5%



給付額／掛金額(過去1年間の決算先を集計)

全体平均	基金型	規約型
133.3%	151.4%	128.8%



発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

以上